

福島県浪江町「移転元地利活用方針を実現化するための取組の推進」

目的・背景

未利用地が広がる移転元地について、社会情勢の変化や復興事業の進展等による土地利用変化を踏まえた、利活用方針の見直しが必要

- 移転元地約117.2haが、請戸地区・中浜地区・両竹地区・棚塩地区・北幾世橋地区の5地区に広がっており、**いまだ約54.6haが未利用地**。
- 棚塩地区において、環境省から返還予定の町有地や、仮置場の民有地も含め、**移転元地との一体的な利活用検討が必要**。
- 都市計画法改正による災害危険区域内での開発規制強化**により、請戸地区において利活用方針の見直しが必要。
- 町の負担を軽減するため、持続可能な維持管理手法について検討が必要。

取組とその効果

- 庁内調整、農業的利活用ニーズ調査や事例収集により、各エリアの具体的な利活用方針を決定**
- 移転元地利活用方針の改定と庁内外関係者との共有による取組の継続**
- 災害危険区域条例改正の検討を行い、開発行為制限へ対応し利活用実現を図る方針を決定**

取組経過

- 6～10月 移転元地の土地利活用に関する様々な情報を収集・整理し、**庁内検討会において地区ごとの課題や全体像を共有**。
- 11～1月 調査等を踏まえ、**庁内検討会を経て地区全体の方針変更案を決定**。雑草抑制方策として鉄鋼スラグ入り再生砕石の実証実験を震災遺構 請戸小学校校庭において、町独自で実施。
- 1～3月 **利活用方針改定版**を浪江町ホームページにて公表（令和7年3月7日）、災害危険区域に係る条例改正等について調整。

今後の方向性

- 移転元地の情報発信方策を検討し、利活用の主体となるプレイヤー探しを行う**
- 各地区において基本計画を策定し、これらに基づく事業化の検討、実施に向けた課題解決に取り組む**

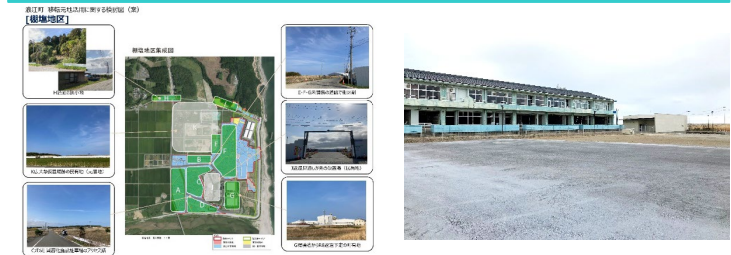
位置図



航空写真



取組の様子



各地区における現況整理 再生砕石の実証実験

取組成果

主な改定箇所【概要版】

令和7年3月改定

1 はじめに（改定の経緯）

策定から3年が経過し、都市計画法改正等の社会情勢変化や各種復興事業の進展・終了に伴う土地利用変化等を踏まえた見直しを目的として、浪江町防災集団移転元地利活用方針を改定し、利活用の実現に向けた取組を検討。

4 移転元地の土地利用方針・維持管理方針

棚塩地区 **基本方針1**

農業的利活用エリアを主として位置付け、具体的な方針を策定。
[1] 住居として民有地と移転元地の一体的な利活用を検討。
[2] 花卉等や遊園地・栽培施設・交通施設等による農業的利活用と共に景観づくりを図るエリア。
[3] 環境保全と地権者意向を踏まえ農地利用に向けた調整。
[4] 風のストロークヤード（本牧）として検討。
[5] 風のストロークヤード（本牧）として活用しながら、将来的な土地利用転換を検討。

5 利活用にあたっての留意事項

(4) 排水機能の改善
令和4年度に基本設計、令和6年度に実施設計を行い、令和7年度から排水機能の改善・整備を実施。

(5) 虫喰い状態の解消
令和5年度からは、実収取・買取対象外について買取を開始し令和8年度を目標に虫喰い状態の解消を目指す。

(7) 各種法制度の整理
都市計画法改正による災害危険区域域内での開発行為制限への対応として、災害危険区域に係る条例等の改正を検討。